

# 居宅介護支援重要事項説明書

<令和6年4月1日現在>

## 1. 事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号 073-427-0106 担当 介護支援専門員 \_\_\_\_\_

## 2. 事業者

事業者の名称	医療法人ヘルスケア和歌山
法人所在地	和歌山市中島200番地3
法人種別	医療法人
代表者氏名	中谷 浩久
電話番号	073-427-0027
法人設立年月日	平成6年5月24日

## 3. 運営の目的と方針

要介護状態にある利用者に対し適切な居宅介護支援サービスを提供することを目的とします。その運営に際しては、利用者の居宅を訪問し、要介護者の有する能力や提供を受けている指定居宅サービス、また、そのおかれている環境等の課題分析を通じて、自立した日常生活を営むことができるように「居宅サービス計画」等の作成及び変更をします。

また、関係市町村や地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携及び連絡調整を行い、サービス担当者会議等の開催を通じて実施状況の把握に努めます。

## 4. 概要

### (1)居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所 ラ・エスペランサ
所在地	和歌山市中島192番地
介護保険指定番号	3050180078
サービス提供地域	和歌山市、海南市 上記の地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

### (2)当法人のあわせて実施する事業

種類	事業者名	事業者指定番号
介護老人保健施設 短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	医療法人ヘルスケア和歌山	3050180078

### (3)職員体制

従業員の職種	業務内容	勤務形態・人数
管理者 主任介護支援専門員	事業所の運営及び業務全般の管理 居宅介護支援サービス等に係わる業務	常勤 1名
介護支援専門員	居宅介護支援サービス等に係わる業務	常勤 2名
事務職員	給与及び福利厚生業務及び 介護給付等の請求事務、通信連絡事務業務等	常勤 1名 (兼務)

#### (4)勤務体制

平日 (月)～(金)	午前8時30分～午後5時00分 土・日・祝日は日直対応 原則として、土・日・祝日及び年末年始を除く
緊急連絡先	073-427-0027(介護老人保健施設ラ・エスペランサ)

#### (5)居宅介護支援サービスの実施概要

事項	備考
課題分析の方法	居宅サービス計画ガイドラインを使用し、厚生労働省の標準課題項目に準じて最低月1回は利用者の居宅を訪問し、適切な期間に計画の実施状況の把握を行う
研修の参加	現任研修等、資質向上のため必要な研修に計画的に参加
担当者の変更	担当の介護支援専門員の変更を希望する方は対応可能

#### 5. 利用料金

##### (1)利用料

要介護認定を受けられた方の利用料金は、**介護保険制度から当事業所に全額給付されますので、自己負担はありません。**

※保険料の滞納等により、保険給付金が直接当事業所に支払われない場合、1か月につき【別表】の該当金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行します。

サービス提供証明書を、後日、住所地の市町村担当窓口提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

##### (2)交通費

前記3(1)「サービス提供地域」にお住まいの方は無料です。

それ以外の方は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費が必要です。

##### (3)支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月10日に前月分の請求をします。末日までにお支払いください。お支払いは、銀行振込、現金集金の2通りからお選びいただけます。

お支払いいただきますと領収書を発行します。

#### 6. 利用者からの相談又は苦情に対応する窓口

##### (1)当事業所相談窓口

相談窓口	居宅介護支援事業所 ラ・エスペランサ
担当者	管理者 彌永 しおり
電話番号	073-427-0106
対応時間	平日(月～金) 8時30分～17時

##### (2)円滑かつ迅速に苦情処理を行う対応方針等

苦情があった場合は直ちに連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに、担当者及びサービス事業者から事情を確認します。また、管理者が必要と判断した場合は、管理者等を含み検討会議を実施し、検討の結果及び具体的な回答を直ちに苦情主訴者に伝え、納得がいくような理解を求めます。

##### (3)苦情があったサービス事業者に対する対応方針

サービス事業者の対応状況も正確に確認するとともに、その苦情の真の原因を突き止め、よりよいサービスが提供されるよう、十分な話し合い等を実施します。また、定期的にサービス事業者を訪問し、円滑な対応が図られるようにします。

#### (4)外部苦情相談窓口

苦情申立機関が下記のとおり設置されております。

和歌山市介護保険課	電話番号 073-435-1190
和歌山県国民健康保険団体連合会介護サービス苦情相談窓口	電話番号 073-427-4662

#### 7. 事故発生時の対応

事業者の過誤及び過失の有無に関らず、サービス提供の過程において発生した利用者の身体的又は精神的に通常と異なる状態でサービス事業者から連絡があった場合は、下記のと通りの対応を致します。

##### ①事故発生への報告

事故により利用者の状態に影響する可能性がある場合は、速やかに市町村(保険者)に報告します。

##### ②処理経過及び再発防止策の報告

①の事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を策定し市町村(保険者)に報告します。なお、軽微な事故であってもその事故についての検証を行い、再発防止に努めます。

#### 8. 緊急時の対応方法

当事業所は、サービス事業者から緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い指示に従います。

#### 9. 主治の医師及び医療機関等との連絡

当事業所は、利用者の主治の医師及び関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことで利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために、以下の対応をお願いいたします。

①利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証又はお薬手帳等に、当事業所名及び担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いいたします。

②入院時には、ご本人又はご家族から、当事業所名及び担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。

#### 10. 秘密の保持

①当事業所の介護支援専門員及び当事業所の従業者は、サービス提供する上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。

この守秘義務は契約終了後も同様です。

②当事業所は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。

③当事業所は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

#### 11. 利用者自身によるサービスの選択と同意

①利用者自身がサービスを選択することを基本に支援し、サービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又は家族に対して提供するものとします。

・居宅介護支援サービス提供の開始に際し、利用者は、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求めることや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。

・特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。

- ・当事業所の居宅サービス計画の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は【別紙】のとおりです。
- ・居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなるサービス担当者会議の招集や、やむをえない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。

②末期のがんと診断された場合であって、日常生活上の障害が1か月以内に出現すると主治の医師等が判断した場合、利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問(モニタリング)をさせていただき、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施します。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治の医師や居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス内容の調整等を行います。

## 12. 業務継続計画の策定等

- ①当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- ②当事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- ③当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

## 13. 虐待の防止等

当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ②虐待防止のための指針を整備する。
- ③虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- ④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

## 14. 身体の拘束等の適正化

当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、各関係者等と会議し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状態、緊急やむを得なかった理由を支援経過記録に記載する事とします。

当事業者は、身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- ②身体拘束等の適正化のための指針の整備をします。
- ③職員に対して、身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施します。

当事業者は、居宅介護支援の提供にあたり利用者に上記のとおり重要事項を説明しました。

この証として本書2通を作成し、利用者、事業者が署名捺印の上、各自1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

居宅介護支援サービスの提供に際し、本書面の重要事項の説明を行いました。

事業者名 医療法人 ヘルスケア和歌山  
所在地 〒641-0006 和歌山市中島200番地3  
代表者 中谷浩久 印

説明者 \_\_\_\_\_

令和 年 月 日

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者  
住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

代理人  
住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

続柄 \_\_\_\_\_